

○経済産業省告示第二百四十号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第六項の規定に基づき、次の事由を同法第二条第六項の経済産業大臣が定める事由として定め、平成三十年四月一日から施行する。

平成二十九年十月二十五日

経済産業大臣 世耕 弘成

次の各号のいずれにも該当すること。

- 一 借入れ条件が悪化すること。
- 二 与信取引の拒絶を受けること。
- 三 取引の数量が減少すること。